

建築物における駐車施設の附置等に関する条例の改正に向けた方針(案)についての
市民意見公募において寄せられた意見等の概要とそれに対する本市の考え方

意見提出期間：令和3年1月4日（月） ～ 令和3年1月29日（金）

意見提出者数：6名

意見件数：12件

質問 番号	パブリックコメント意見	意見に対する本市の考え方
①	<ul style="list-style-type: none"> 市内中心部では、駐車場が増えた印象がある。特に府内町周辺では店舗が減り、青空駐車場になっているように思う。中央通りの車は、以前に比べ少し減っていると感じるし、多くの駐車場よりも魅力ある店舗が増えることを希望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市としましては、条例の改正が事業者の駐車施設整備の負担を軽減させ、建替えや再開発事業が行いやすくなることで、低未利用地等の有効活用を促進し、魅力あるまちづくりの一助になると考えております。
②	<ul style="list-style-type: none"> 市内中心部においては、公共の交通機関による利便性も高く、今回の駐車場附置義務条例の改正を検討することは、まちの魅力や歩行者の安全確保の観点からも、有効な取組であるため、非常に素晴らしいと思う。 隔地距離は一律的な「300m」とするのではなく、「利用可能と市が判断できる距離」としてはどうか。 算定の諸条件等を、「算定の基準となる面積は市の判断により調整することができる」としてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市としましては、条例の改正が事業者の駐車施設整備の負担を軽減させ、建替えや再開発事業が行いやすくなることで、低未利用地等の有効活用を促進し、魅力あるまちづくりの一助になると考えております。 隔地距離については、国の調査において人が歩いてもいいと感じる距離としております。 算定の基準については、本市の中心市街地の駐車場の需給バランスを鑑み決定しているところですが、いただいたご意見は、今後、駐車場需要の変化に合わせ検討を行う際の参考にさせていただきます。
③	<ul style="list-style-type: none"> 条例改正に向けた方針(案)に記載のとおり、まちなかにおいて駐車場は供給過多の状態にあり、駐車場附置義務条例の緩和の方向性については妥当な方針であると評価する。 空地や駐車場に建築物を新築する場合に、より積極的な新築促進策を検討してはどうか。その際、現状では商業床面積は過剰であると思われるため、商業ビルだけでなく居住物件も対象とし、まちなか居住の促進を図ることが中心市街地の活性化につながるかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内中心部において駐車場は増え続けており、駐車場附置義務条例の見直しは必要であると考えております。 本市としましては、中心市街地の活性化に向けては他部局との連携が重要と考えております。

	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な駐車場を集約し、ある程度大きな規模の駐車場を数箇所配置することが有効と考える。土地は私的財産であり、地権者の合意形成など、課題は多いが、大分市立地適正化計画に基づき、中心市街地における適正な駐車場整備・配置について、検討をしてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の駐車場整備・配置についてのご意見は、大分市立地適正化計画の見直しの際に参考にさせていただきます。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和に向けた条例改正は、民間施設の更新がより進めやすくなることが期待でき、良好で賑わいのある中心市街地を創出する上でも非常に望ましく、早期施行をお願いしたい。 ・今回の緩和措置に併せて、立地適正化計画の都市機能誘導区域に必要な商業店舗等の建物を更新する際に、何らかの補助を検討してほしい。特に、中心市街地活性化区域内においては、関係部局と調整を図るとともに、さらなるインセンティブを与えることで老朽化した建物の更新が期待できると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市としましては、条例の改正が事業者の駐車施設整備の負担を軽減させ、建替えや再開発事業が行いやすくなることで、低未利用地等の有効活用を促進し、魅力あるまちづくりの一助になると考えており、早期に施行することとしております。 ・いただいたご意見は、大分市立地適正化計画の見直しの際に参考にさせていただきます。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の緩和に向けた改正は賛成する。しかしながら、本条例の改正のみでは中心市街地のにぎわい回復には不十分と考える。 ・大規模小売店舗立地法による駐車場の制限もあるため、本条例の有効性が低下するのではないかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市としましては、にぎわいの回復には駐車場附置義務条例の改正のみでなく、中心市街地活性化基本計画の事業との連携も必要であると考えております。いただいたご意見は今後のまちづくりの参考にさせていただきます。 ・大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法による駐車場の制限により本条例の緩和が有効とされない場合も考えられますが、本条例は対象用途が小売店舗のみでなく、ホテル、病院、飲食店なども対象となっており、本条例改正が事業者の駐車施設整備の負担の軽減に有効であるとと考えております。
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模の敷地では、収益性の高い1階部分を駐車場とした場合、商業利用できないことから、建替えに消極的になっていたが、条例の改正により、老朽化したビルの建替えの促進が期待できる。また、中心市街地に過剰に駐車場が整備されることは、まちの賑わいの連続性が低下することから、条例の改正には賛成である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市としましては、条例の改正が事業者の駐車施設整備の負担を軽減させ、建替えや再開発事業が行いやすくなることで、低未利用地等の有効活用を促進し、魅力あるまちづくりの一助になると考えております。